平成２０年（フ）第２４８２号
神奈川県藤沢市辻堂３丁目１番54号103
破産者　菊池　基記
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３３１２号
神奈川県大和市桜森２丁目６番２号
破産者　佐藤　喜久
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３４３４号
横浜市鶴見区栄町通２丁目11番地の19
破産者　山本　勝己
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９００号
横浜市戸塚区東俣野町36番地１　エンゼルハイム戸塚709号
破産者　中村　　勉
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２９６号
愛知県西尾市山下町泡原８番地１、開始決定時の住所愛知県西尾市下町鳥居前８番地20
破産者　山本　裕二
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２１９号
宮崎市福島町２丁目30番地　コーポラスいずみ102号
破産者　渡邊喜美男
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２５１３号
福岡県筑紫野市紫５丁目４番７号
破産者　橋本　道子
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第３６３号
長野県松本市県２丁目10番５号
破産者　関　　琢司
1　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
2　一般調査期日　平成21年９月11日午前10時30分
平成21年８月10日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２号
福岡県古賀市花見東２丁目13番７号
破産者　江里　仁志
1　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
2　一般調査期日　平成21年10月１日午前11時
平成21年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５０３号
京都市上京区新町通寺之内上る３丁目大心院町23番地
破産者　北村　　清
1　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
2　一般調査期日　平成21年10月21日午後１時30分
平成21年８月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成１５年（フ）第３７３号
富山県射水市新片町２丁目９番地の５、宣告時の住所富山県新湊市新片町２丁目９番地の５
破産者　東栄住設こと　牧野　諒一
1　期日　平成21年10月15日午前10時40分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年８月６日　富山地方裁判所高岡支部

平成１８年（フ）第２９３４号
大阪府高槻市塚原２丁目27番６号、破産手続開始決定時の住所大阪府枚方市池之宮１丁目３番29号
破産者　奥原　静夫
1　期日　平成21年９月24日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６号
愛知県幡豆郡一色町大字治明字屋敷19番地
破産者　倉内　幸恵
1　期日　平成21年10月19日午後４時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
愛知県刈谷市東境町児山312番地１
破産者　有限会社ユタカ木型工業
1　期日　平成21年11月30日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
富山市西荒屋170番地　カジュアルスクエアⅡ号館105号、前住所富山市黒瀬北町１丁目１番地10
破産者　オンリーワンこと　古本　義幸
1　期日　平成21年11月９日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月10日　　富山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第７２号
佐賀県唐津市山本2131番　シャトル八仙Ｂ102号、開始決定時の住所山口県宇部市岬町１丁目６番17号
破産者　田邊　泰信
異議申述期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月７日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第３７７号
熊本市岡田町12番21号
破産者　髙橋　文子
異議申述期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月10日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第２２５５号
福岡市博多区対馬小路１番20号
破産者　株式会社ハリシゲ
異議申述期間　平成21年10月５日まで
平成21年８月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第３４４５号
福岡市城南区南片江５丁目20番４号
破産者　大串　義之
異議申述期間　平成21年10月６日まで
平成21年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第３００号
愛知県高浜市碧海町５丁目３番地13
破産者　神谷　直樹
免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
平成21年８月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係